

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

福井健康福祉センター庁舎清掃業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第1号の規定により公告する。

令和8年3月19日

福井県福井健康福祉センター所長 小江畑 功

記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 福井健康福祉センター庁舎清掃業務委託
- (2) 業務内容 福井健康福祉センターの庁舎清掃
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約締結予定日
令和8年4月1日
- (5) 履行箇所 福井県福井健康福祉センター
福井市西木田2丁目8-8
- (6) 担当課 福井県福井健康福祉センター2階 地域支援室
電話 0776-36-1117
福井市西木田2丁目8-8

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 福井県内に所在すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センターまたは障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認して契約する。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 令和8年3月26日（木）12時00分
- (2) 提出先 住 所：福井市西木田2丁目8-8
所 属：福井県福井健康福祉センター2階 地域支援室
連絡先：0776-36-1117